第113期
定時株主総会招集ご通知

日 時

平成28年６月23日（木曜日）
午前10時

場 所

島根県松江市魚町10番地
当行本店（３階大ホール）

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

目　次

- 第113期定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

- 第113期事業報告 …… 3
- 計算書類 …… 23
- 連結計算書類 …… 25
- 監査報告書 …… 27

（株主総会参考書類）

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 31
第２号議案　取締役８名選任の件 …… 32
第３号議案　監査役１名選任の件 …… 36
第４号議案　取締役に対する株式報酬の額
　　および内容決定の件 …… 38
第５号議案　監査役の報酬額改定の件 …… 43

- インターネット等による議決権行使のご案内 … 45
- 株主総会会場ご案内略図

株式会社山陰合同銀行

証券コード：8381

証券コード8381
平成28年6月2日

株主の皆さまへ

島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取　石丸　文男

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の熊本地震により被災されました皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

さて、当行**第113期定時株主総会**を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月22日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年6月23日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　島根県松江市魚町10番地　**当行本店（3階大ホール）**

3. 会議の目的事項

報告事項
1. 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　取締役8名選任の件

第3号議案　監査役1名選任の件

第4号議案　取締役に対する株式報酬の額および内容決定の件

第5号議案　監査役の報酬額改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

平成28年６月23日（木）午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年６月22日（水）午後５時15分到着分まで

インターネット等による議決権行使



議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年６月22日（水）午後５時15分まで

詳細は45頁から46頁をご覧ください。

● **重複行使の取扱い**

書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、
①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
につきましては、法令および定款第16条の規定にもとづき、インターネット上の当行ウェブサイト（株主総会情報ページ）（http://www.gogin.co.jp/www/contents/1000000043000/index.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、修正する必要が生じた場合には、当行ウェブサイト（http://www.gogin.co.jp）において、その旨掲載させていただきます。

以　上

● 当日ご出席の場合は、資源節約のため、この「招集ご通知」を会場にご持参くださいますようお願い申し上げます。
● 当日は「クールビズ（COOL BIZ）」にてご対応させていただきますので、軽装（ノーネクタイ等）にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告

1．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行の本店ほか支店90カ店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等を行っております。

（金融経済環境）

当期のわが国経済は、一進一退の動きが続きました。夏場以降は、中国をはじめとする新興国の景気減速などから輸出が弱含み、生産活動も横ばい傾向が続くなど、足踏み感がみられました。期の後半には、景気の先行き不透明感などから個人消費や設備投資に慎重さがみられるようになるなど、全体としては方向感を欠く状況となりました。

当期の金融マーケットの動向をみると、日銀の大規模金融緩和の継続により、長期金利は期の前半は0.3～0.4％台で推移しました。その後、マイナス金利政策の実施に伴って金利はさらに低下し、期末にかけて一時△0.105％の水準まで低下しました。日経平均株価は15年ぶりに20,000円台を回復するなど期の前半は上昇基調で推移しましたが、企業の業績悪化懸念などから期の後半にかけて水準を切り下げ、期末には16,000円台となりました。米ドル円相場は、一時125円台まで円安が進んだものの、ＦＲＢの慎重な利上げ姿勢などを背景に期の後半には110円台前半まで円高が進みました。

こうした金融経済環境のもとで、当行グループの主たる営業基盤である山陰両県の経済は、基調としては持ち直しの動きが続きました。公共投資は前年割れとなったものの、生産活動は一進一退ながらやや高めの水準を維持し、雇用情勢も改善が続きました。また、個人消費や住宅投資では一部に持ち直しの兆しがみられるなど、総じて当地の景気は底堅い状況で推移しました。

（当行の業況）

当行では平成27年度から平成29年度までの３カ年を計画期間とする中期経営計画を策定し、「リレーションシップバンキングをベースとした収益の拡大」、「地方創生への取り組み」、「有価証券運用の強化」、「経営基盤の強化」、「ＣＳＲの実践」の五つの項目を重点施策として、諸活動を展開しておりますが、その初年度にあたる当期の業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、公金預金が減少しましたが、個人預金が引き続き順調に推移したほか、法人預金や金融機関預金も増加した結果、期中902億円増加し、期末残高は３兆8,832億円となりました。

貸出金は、山陰両県を中心に住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したほか、法人向け貸出も山陰両県、県外店ともに増加したことなどから、期中1,631億円増加し、期末残高は２兆6,057億円となりました。

有価証券は、市場動向や投資環境を考慮し、米国債などの外国証券や投資信託等の買入れを増加させたことなどにより、期中1,042億円増加し、期末残高は１兆8,615億円となりました。

損益状況については、市場金利が低い水準で推移する中、貸出金利回りが一段と低下したものの、有価証券残高（期中平均）の増加に伴う利息収入の増加などから、資金利益は前期比増加いたしました。また役務取引等利益は前年程度となりました。このほか、債券関係損益の増加に加え、経費や与信費用の減少といった利益増加要因があった一方で、株式等関係損益の減少などの利益減少要因がありました。

この結果、経常利益は前期比５億54百万円増加の219億27百万円となりました。以上のほか、固定資産の減損損失などを特別損失に計上しましたが、法人税率が段階的に引下げられるなか法人税等の負担軽減があり、当期純利益は前期比15億７百万円増加の132億60百万円となりました。

（対処すべき課題）

当行はお客様との信頼関係を深めて経営課題やニーズを共有し、常にお客様と同じ目線に立ってコンサルティング機能を発揮したいと考えています。さらに、人材の育成によって目利き力の向上を図り、積極的にリスクテイクすることで、取引先企業の付加価値の向上や個人のお客様の豊かな生活の実現に取り組みます。マイナス金利環境のもと、当行はこれらの取り組みを加速させることにより、資金利益の維持と手数料収益の増強による持続的な成長を目指します。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金		**36,182**	**36,973**	**37,930**	**38,832**
	定期性預金	19,401	19,933	20,453	20,728
	その他	16,780	17,039	17,476	18,104
貸出金		**22,886**	**23,184**	**24,426**	**26,057**
	個人向け	4,888	5,093	5,435	5,983
	中小企業向け	9,120	9,395	9,971	10,651
	その他	8,877	8,695	9,019	9,423
商品有価証券		**4**	**2**	**5**	**3**
有価証券		**15,976**	**16,289**	**17,573**	**18,615**
	国債	10,214	9,692	9,574	9,643
	地方債	2,155	2,186	2,264	2,262
	その他	3,606	4,411	5,733	6,709
総資産		**42,100**	**44,488**	**47,606**	**51,381**
内国為替取扱高		**325,038**	**346,206**	**344,766**	**337,462**
外国為替取扱高		百万ドル **37,104**	百万ドル **30,506**	百万ドル **27,436**	百万ドル **25,510**
経常利益		百万円 **17,622**	百万円 **18,507**	百万円 **21,373**	百万円 **21,927**
当期純利益		百万円 **9,528**	百万円 **10,977**	百万円 **11,753**	百万円 **13,260**
1株当たり当期純利益		**58円33銭**	**67円98銭**	**73円45銭**	**83円27銭**

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,978人	1,987人
平均年齢	41年2月	41年6月
平均勤続年数	18年9月	19年2月
平均給与月額	386千円	384千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
島根県	67店 (うち出張所 27)	68店 (うち出張所 28)
鳥取県	53 (23)	55 (25)
東京都	1 (0)	1 (0)
大阪府	1 (0)	1 (0)
兵庫県	9 (0)	9 (0)
岡山県	5 (0)	5 (0)
広島県	5 (0)	5 (0)
合計	**141** (50)	**144** (53)

(注) 上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。なお、店舗外現金自動設備には、コンビニATM設置か所を含めております。

駐在員事務所 当年度末 4か所 (前年度末 4か所)
店舗外現金自動設備 〃 582か所 (〃 571か所)

ロ．当年度新設営業所

営業所名	所在地
ごうぎん証券支店 （振込専用支店）	島根県松江市魚町10番地

（注）1．当年度中に、松江・鳥取・米子の各中小企業ローンセンターをそれぞれ出張所から本店営業部、鳥取営業部、米子支店の内部組織に変更いたしました。また、三刀屋支店を廃止し木次支店に統合し、店名を木次支店から雲南支店に変更いたしました。
2．店舗外現金自動設備を島根県で９か所新設及び４か所廃止し、鳥取県では６か所新設いたしました。

ハ．銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社ごうぎん代理店	島根県松江市白潟本町71番地	―

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	1,620

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
雲南支店（旧木次支店）移転新築、平成28年１月開業 投資総額　409百万円	301
オンラインシステム関連	784

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
松江不動産 株式会社	島根県松江市 魚町10番地	事業用動産／不動産の管理・賃貸業務	昭和９年 12月19日	150	100.00	
合銀ビジネスサービス 株式会社	島根県松江市 白潟本町18番地	現金／小切手等の集配・整理・保管業務、ATM等保守管理業務	昭和55年 ４月１日	10	100.00	
ごうぎん スタッフサービス株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	職業紹介事業、計算業務受託	昭和61年 12月２日	10	100.00	
株式会社 ごうぎん 代理店	島根県松江市 白潟本町71番地	銀行代理業	平成16年 ３月12日	50	100.00	
株式会社 山陰オフィス サービス	島根県松江市 袖師町６番10号	文書／証票等作成、保管等業務、銀行事務集中処理業務	平成16年 ６月７日	10	100.00	
ごうぎん証券 株式会社	島根県松江市 津田町319番地１	証券業務	平成27年 ２月６日	3,000	100.00	
山陰債権回収 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	債権回収業務	平成14年 ４月２日	500	95.00	
山陰総合リース 株式会社	島根県松江市 白潟本町63番地	リース業	昭和50年 ４月１日	30	5.00	
ごうぎん保証 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	信用保証業務	昭和54年 ４月２日	30	26.66	
株式会社 ごうぎん クレジット	島根県松江市 白潟本町23番地	クレジットカード業務、信用保証業務	昭和59年 ４月３日	70	4.72	
株式会社 山陰経済経営 研究所	島根県松江市 白潟本町18番地	金融／経済の調査・研究、情報提供	昭和60年 ９月３日	10	5.00	
ごうぎん システムサービス株式会社	島根県松江市 袖師町６番10号	データ処理、伝送役務の提供業務、ATM等集中監視業務	平成２年 ３月22日	10	5.00	
ごうぎん キャピタル 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	ベンチャーキャピタル	平成８年 １月16日	150	5.00	

（注）1.　当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2.　連結対象子会社は上記の重要な子会社等13社であり、当期の連結経常収益は91,476百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12,911百万円であります。
3.　平成28年４月１日を効力発生日として、株式会社山陰オフィスサービスはごうぎんスタッフサービス株式会社を吸収合併いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	その他
久保田　一　朗	（代表取締役） 取締役会長		
石　丸　文　男	（代表取締役） 取締役頭取兼頭取執行役員、人事		
青　山　隆　一	（代表取締役） 取締役兼専務執行役員、お客様サービス・審査・総合事務・システム		
山　本　陽一郎	（代表取締役） 取締役兼専務執行役員、鳥取営業本部長		
山　崎　　徹	取締役兼専務執行役員、経営企画・CR統括・人事(副)・本部業務集中センター		
多　胡　秀　人	取締役 （非常勤）（社外）	有限会社多胡事務所　代表取締役 株式会社鹿児島銀行　取締役	
田部長右衛門	取締役 （非常勤）（社外）	株式会社田部　代表取締役社長 株式会社ＪＵＴＯＫＵ　代表取締役社長 ダノベータインターナショナル株式会社 代表取締役社長 有限会社松陽印刷所　代表取締役社長	
福　井　宏一郎	取締役 （非常勤）（社外）		
木　幡　　均	常勤監査役		
天　野　郁　夫	常勤監査役		
河　本　充　弘	監査役 （非常勤）（社外）	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士	
川　中　修　一	監査役 （非常勤）（社外）	川中・野口法律事務所　弁護士	
今　岡　正　一	監査役 （非常勤）（社外）	今岡公認会計士事務所　公認会計士・税理士	

（注）　監査役 今岡正一氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（注） 取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
竹　迫　泰　裕	常務執行役員	兵庫・大阪営業本部長
佐　藤　陽　一	常務執行役員	山陽営業本部長
浅　野　裕　好	常務執行役員	米子営業本部長
杉　原　伸　治	常務執行役員	営業統括・地域振興・市場金融
阿　川　雅　哉	執　行　役　員	ＣＲ統括部長
石　原　　貢	執　行　役　員	石見営業本部長
今　若　康　浩	執　行　役　員	地域振興部長
清　田　睦　人	執　行　役　員	鳥取営業部長
尾　原　　司	執　行　役　員	本店営業部長
古　山　英　明	執　行　役　員	経営企画部長

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　　酬　　等
取　締　役	11名	295（146）
監　査　役	7名	67（ 16）
計	18名	362（163）

（注）1.「報酬等」欄の（ ）内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役に対する業績連動報酬83百万円、株式報酬型ストック・オプション79百万円（内訳 取締役63百万円、監査役16百万円）を内書きしております。

2. 株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役250百万円、監査役55百万円であります。
また、業績連動報酬枠は以下のとおりであります。

当期純利益（単体）	業績連動報酬枠（うち社外取締役分）
150億円超	98百万円（14百万円以内）
140億円超～150億円以下	91百万円（13百万円以内）
130億円超～140億円以下	84百万円（12百万円以内）
120億円超～130億円以下	77百万円（11百万円以内）
110億円超～120億円以下	70百万円（10百万円以内）
100億円超～110億円以下	63百万円（ 9百万円以内）
90億円超～100億円以下	56百万円（ 8百万円以内）
80億円超～ 90億円以下	49百万円（ 7百万円以内）
70億円超～ 80億円以下	42百万円（ 6百万円以内）
60億円超～ 70億円以下	35百万円（ 5百万円以内）
50億円超～ 60億円以下	28百万円（ 4百万円以内）
50億円以下	0

なお、株式報酬型ストック・オプションの割当限度額は、取締役 年額75百万円以内（うち社外取締役分は750万円以内）、監査役 年額20百万円以内としております。

3. 当行は、役員の報酬等の決定に関する方針を以下の通り定めております。
取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬型ストック・オプションからなり、各取締役の報酬額の決定プロセスについては、株主総会で決められた年間報酬枠内かつ業績に連動した基準表に応じ、取締役会が制定する「取締役報酬規程」で定める役位基準に従って決定しております。
監査役の報酬は、基本報酬及び株式報酬型ストック・オプションからなり、各監査役の報酬額の決定プロセスについては、株主総会で決められた年間報酬枠内で、監査役会が制定する「監査役報酬規程」で定める常勤監査役と社外監査役の区分に従って決定しております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
多　胡　秀　人	有限会社多胡事務所　代表取締役 株式会社鹿児島銀行　取締役
田　部　長右衛門	株式会社田部　代表取締役社長 当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付を行っております。 株式会社ＪＵＴＯＫＵ　代表取締役社長 当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付を行っております。 ダノベーターインターナショナル株式会社　代表取締役社長 当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付を行っております。 有限会社松陽印刷所　代表取締役社長
福　井　宏一郎	―
河　本　充　弘	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士
川　中　修　一	川中・野口法律事務所　弁護士
今　岡　正　一	今岡公認会計士事務所　公認会計士・税理士

(注)　取締役 多胡秀人氏、福井宏一郎氏ならびに監査役 河本充弘氏、川中修一氏及び今岡正一氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当行が定める社外役員の独立性に関する基準につきましては、株主総会参考書類の37頁に記載しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
多　胡　秀　人	8年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。	地域金融機関を中心に経営コンサルティング業務に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田 部 長右衛門	4年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席しております。	企業経営に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
福　井　宏一郎	4年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	金融分野を中心とした幅広い見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
河　本　充　弘	10年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
川　中　修　一	7年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
今　岡　正　一	9ヵ月	平成27年6月24日就任以降開催の取締役会10回のうち9回に、また、就任以降開催の監査役会10回のうち9回に出席しております。	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	48（20）	—

(注)　「銀行からの報酬等」欄の（　）内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役に対する業績連動報酬10百万円、株式報酬型ストック・オプション10百万円（内訳 取締役5百万円、監査役4百万円）を内書きしております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)に関して、特に記載すべき社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	495,021千株
発行済株式の総数	159,227千株

(2) 当年度末株主数 14,613名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	5,823千株	3.67%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,118	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,770	3.00
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,415	2.78
山陰合同銀行従業員持株会	3,734	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,330	2.10
明治安田生命保険相互会社	3,050	1.92
第一生命保険株式会社	3,015	1.90
住友生命保険相互会社	3,006	1.89
中国電力株式会社	2,405	1.51

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（640,197株）を控除して算出しております。

5. 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　根津昌史 指定有限責任社員　久保　隆 指定有限責任社員　加藤信彦	57	①会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析し、会計監査人の職務遂行状況を評価したうえ、平成27年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積額等を確認・検討した結果、当期の報酬等は相当であると判断し、会社法第399条第１項に基づく同意を行っております。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 外国口座税務コンプライアンス法対応支援 ③会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分 金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容 (処分対象) 新日本有限責任監査法人 (処分内容) 契約の新規の締結に関する業務の停止　３月 (平成28年１月１日から同年３月31日まで) (処分理由) ・社員の過失による虚偽証明 ・監査法人の運営が著しく不当

（注）1.　当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.　会計監査人に、当行、当行子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、71百万円であります。

（2）責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人がその職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき支障があると監査役会が判断した場合には、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が必要であると判断される場合などには、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

ロ．当行の重要な子会社のうち、山陰債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、山川博司公認会計士事務所山川博司氏の監査を受けております。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要

当行は取締役会において決議した基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制等が適切に整備・運用されていることを確認しております。なお、会社法等の関係法令の改正を踏まえ、平成27年4月27日開催の取締役会にて、上記基本方針を一部改定する決議をいたしました。改定後の基本方針の概要は次の通りです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

A．役職員が遵守すべき倫理基準及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領（企業行動原理及び役職員の行動規範）」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図る。

B．全営業店・本部各部にコンプライアンス・オフィサーを配置し、さらにコンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス委員会はコンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について協議を行い、その内容は取締役会に報告する体制とする。

C. コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。

D. 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当行グループから独立した社外取締役を選任する。

E. 業務執行部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査規程及び内部監査方針にしたがい内部監査を実施する。

F. 内部通報制度を設け、当行グループの役職員が当行のコンプライアンス統括部署又は社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制とする。

G. 反社会的勢力に対する基本方針を定め、当行グループ一体となって市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める規程にしたがい、適切に保存・保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A. 当行グループは、業務執行に係るリスクとして以下のリスクを認識する。
a.信用リスク　b.市場リスク　c.流動性リスク　d.オペレーショナル・リスク

B. リスク管理の基本方針を定める統合的リスク管理規程にもとづき、上記のリスク種類ごとにリスク管理主管部署を定め、さらにそれを統合的に管理するリスク統括部署を設置し、グループ会社を含めた統合的リスク管理体制の確立を図る。また、資産・負債の総合管理や統合的リスク管理等を目的にＡＬＭ委員会を設置し、当委員会で具体的な協議を行う。

C. 不測の緊急事態の発生に対しては、緊急対策要領を定め、グループ会社を含めた危機管理対応ができる体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A. 監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確にするため、執行役員制度を導入する。

B. 取締役会を定例及び必要に応じて随時開催するほか、業務執行に係る協議機関として経営執行会議を設置し、経営の重要事項について、多面的な検討を行う。

C. 組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

⑤ 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループ一体となって総合金融機能を発揮して地域に貢献するため、当行にグループ会社の運営統括部署を設置し、グループ会社の運営規程等を定めて、グループ会社におけるコンプライアンス、当行への報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務運営の適正を確保する。

A. グループ会社のコンプライアンス態勢を整備するほか、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、グループ会社の継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。また、グループ会社に対し当行の内部監査部署による監査を実施する。

B. グループ会社は、事業計画、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行へ定期的に報告するほか、法令等の違反行為等、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当行へ報告する。

C. グループ会社のリスク管理方針を定めて、グループ会社の業務執行に係るリスクを網羅的・統括的に管理する。

D. グループ会社は、経営上の重要な案件については、当行との間に定める協議・報告に関する基準にしたがい、当行に事前協議のうえ意思決定するほか、組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専属の使用人を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の使用人は他部署の使用人を兼務せず、その人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役の意見を尊重する。また、専属の使用人はもっぱら監査役の指揮命令にしたがう旨を規程に明記する。

⑧ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

A. 当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制

a. 取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告する基準等について監査役と協議のうえ定めるとともに、当行又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、上記にかかわらず取締役、執行役員及び使用人は、監査役から報告を求められたときには、速やかに報告を行う。

b. 内部通報制度の担当部署は、当行グループの役職員から通報があった場合、監査役に通報事実を報告し、その後の調査・是正措置等の状況についても報告する。

B. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当行の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。また、当行のグループ会社の運営統括部署、内部監査部署、リスク管理部署は、グループ会社におけるコンプライアンス、内部監査、リスク管理等の状況を当行の監査役に定期的に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当行グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、全役職員に周知徹底する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取は監査役と定期的に意見交換会を開催する。また、監査役は取締役会に出席するほか、経営執行会議その他の重要な委員会等にも出席できるものとする。その他、内部監査、法令等遵守、リスク管理、財務など内部統制に係わる部署は、監査役との円滑な意思疎通等連携に努める。

(2) 当該体制の運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制等の整備と適切な運用のため、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備状況について定期的に点検し、その結果を取締役会に報告しております。

当事業年度（第113期）における基本方針に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の承認を受け「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、プログラムの進捗状況については、半期毎にコンプライアンス委員会及び取締役会に報告いたしました。また、平成27年度はコンプライアンス委員会を9回開催いたしました。

平成27年度は、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、内部監査部署の独立性向上を図るため監査部を取締役会直属の組織といたしました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営執行会議、ＡＬＭ委員会等の主要会議の議事録および会議にて使用した資料については、行内規程・要領に基づき、適切に作成・保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

信用リスクの状況については、半期毎に実施したローン・レビューの内容を取締役会に報告いたしました。市場リスク、流動性リスクの状況については、毎月開催したＡＬＭ委員会の内容を取締役会に報告いたしました。オペレーショナル・リスクの状況については、四半期毎に開催したオペレーショナル・リスク管理委員会の内容を取締役会に報告いたしました。

事業継続計画（ＢＣＰ）については、新型インフルエンザおよび原発事故を想定したものを策定しております。平成27年度は、グループ会社を含めた休日ＢＣＰ訓練を実施し、連携・連絡体制について確認いたしました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を12回開催いたしました。また、経営の重要事項等の協議および取締役会から委任を受けた事項について決議する経営執行会議を21回開催いたしました。

⑤ 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各グループ会社が、当行のコンプライアンス委員会に協議の上、コンプライアンス・プログラムを策定し、実施状況を半期毎に当行へ報告いたしました。また、関連会社コンプライアンス・オフィサー会議を2回開催いたしました。

グループ会社に対しては、当行の監査部による監査を定期的に実施しております。平成27年度は、グループ会社9社に対して監査を実施いたしました。

グループ会社で構成する「関連会社経営戦略会議」を2回開催し、グループ会社の事業計画や業務執行状況等について確認しております。また、グループ会社からは、規程で定めている協議・報告基準により、業務執行状況に関する報告を毎月受けております。その他、平成27年4月には、インサイダー取引に関するモニタリングを実施いたしました。

グループ会社のリスク管理態勢については、リスク統括部署、リスク管理主管部署、報告態勢を規程に定め、明確にしております。また、グループ会社からの報告に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについて計測し、適切に把握しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専属の使用人を１名配置しており、平成27年5月には「監査役を支える体制の整備に関する規程」を制定しました。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の使用人は他部署と兼務せず、その使用人に対する指揮命令権についても規程に明記しております。

⑧ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

規程に基づき当行およびグループ会社から監査役および監査役会への報告を適切に実施しております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った役職員の保護については規程に明記し、内部通報制度に基づく通報があった場合には、通報管理責任者が監査役に通報事実および調査・是正措置等の状況について報告する体制としております。

⑩ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

毎年、監査役の職務執行に必要な経費を予算計上し、職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用または債務を適切に処理しております。

⑪ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役頭取を含む取締役と監査役会との意見交換会を2回実施いたしました。また、監査役は取締役会に12回出席いたしました。

監査部は、監査役に対して毎月監査結果を報告し、課題認識の共有および意見交換を実施しております。また、三様監査（常勤監査役、会計監査人、監査部）による意見交換会を5回実施しました。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

該当事項はありません。

第113期末（平成28年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**584,650**	**預金**	**3,883,269**
現金	45,977	当座預金	116,604
預け金	538,672	普通預金	1,590,068
コールローン	**27,718**	貯蓄預金	49,063
買入金銭債権	**8,057**	通知預金	11,388
商品有価証券	**370**	定期預金	1,796,741
商品国債	164	定期積金	1,780
商品地方債	205	その他の預金	317,623
金銭の信託	**6,497**	**コールマネー**	**31,550**
有価証券	**1,861,544**	**債券貸借取引受入担保金**	**278,390**
国債	964,326	**借用金**	**446,457**
地方債	226,262	借入金	446,457
社債	197,192	**外国為替**	**16**
株式	58,053	売渡外国為替	11
その他の証券	415,708	未払外国為替	4
貸出金	**2,605,731**	**その他負債**	**95,400**
割引手形	12,339	未払法人税等	3,815
手形貸付	70,715	未払費用	5,253
証書貸付	2,228,051	前受収益	1,384
当座貸越	294,625	給付補填備金	0
外国為替	**5,615**	金融派生商品	4,840
外国他店預け	5,615	金融商品等受入担保金	2,060
その他資産	**15,838**	リース債務	409
前払費用	367	資産除去債務	372
未収収益	7,269	その他の負債	77,265
金融派生商品	5,598	**賞与引当金**	**947**
その他の資産	2,602	**退職給付引当金**	**9,325**
有形固定資産	**36,028**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**363**
建物	12,524	**その他の偶発損失引当金**	**837**
土地	20,000	**繰延税金負債**	**15,663**
その他の有形固定資産	3,503	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,376**
無形固定資産	**2,067**	**支払承諾**	**18,031**
ソフトウェア	1,796	**負債の部合計**	**4,782,630**
その他の無形固定資産	270	**（純資産の部）**	
前払年金費用	**5,299**	**資本金**	**20,705**
支払承諾見返	**18,031**	**資本剰余金**	**15,516**
貸倒引当金	**△39,232**	資本準備金	15,516
投資損失引当金	**△69**	**利益剰余金**	**241,452**
		利益準備金	17,584
		その他利益剰余金	223,867
		固定資産圧縮積立金	183
		別段積立金	206,829
		繰越利益剰余金	16,854
		自己株式	**△629**
		（株主資本合計）	**277,045**
		その他有価証券評価差額金	**74,993**
		繰延ヘッジ損益	**△43**
		土地再評価差額金	**3,001**
		（評価・換算差額等合計）	**77,951**
		新株予約権	**521**
		純資産の部合計	**355,518**
資産の部合計	**5,138,148**	**負債及び純資産の部合計**	**5,138,148**

第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**77,124**
資金運用収益	**62,639**	
貸出金利息	33,774	
有価証券利息配当金	24,972	
コールローン利息	483	
預け金利息	374	
金利スワップ受入利息	635	
その他の受入利息	2,398	
役務取引等収益	**11,079**	
受入為替手数料	2,580	
その他の役務収益	8,498	
その他業務収益	**1,449**	
外国為替売買益	204	
商品有価証券売買益	7	
国債等債券売却益	1,053	
国債等債券償還益	44	
金融派生商品収益	53	
その他の業務収益	85	
その他経常収益	**1,955**	
償却債権取立益	28	
株式等売却益	1,067	
その他の経常収益	859	
経常費用		**55,196**
資金調達費用	**8,160**	
預金利息	5,205	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息	194	
債券貸借取引支払利息	788	
借用金利息	470	
金利スワップ支払利息	1,132	
その他の支払利息	368	
役務取引等費用	**4,528**	
支払為替手数料	517	
その他の役務費用	4,011	
その他業務費用	**214**	
国債等債券売却損	171	
国債等債券償却	0	
その他の業務費用	42	
営業経費	**38,334**	
その他経常費用	**3,957**	
貸倒引当金繰入額	3,197	
株式等売却損	251	
株式等償却	170	
金銭の信託運用損	18	
その他の経常費用	320	
経常利益		**21,927**
特別利益		**41**
固定資産処分益	41	
特別損失		**870**
固定資産処分損	145	
減損損失	725	
税引前当期純利益		**21,098**
法人税、住民税及び事業税		**7,436**
法人税等調整額		**401**
法人税等合計		**7,838**
当期純利益		**13,260**

第113期末（平成28年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	586,531	預金	3,868,638
コールローン及び買入手形	27,718	コールマネー及び売渡手形	31,550
買入金銭債権	8,981	債券貸借取引受入担保金	278,390
商品有価証券	370	借用金	458,117
金銭の信託	6,497	外国為替	16
有価証券	1,860,333	その他負債	101,041
貸出金	2,589,659	賞与引当金	1,054
外国為替	5,615	退職給付に係る負債	12,742
リース債権及びリース投資資産	25,282	役員退職慰労引当金	81
その他資産	30,683	睡眠預金払戻損失引当金	363
有形固定資産	38,251	その他の偶発損失引当金	837
建物	13,489	特別法上の引当金	0
土地	21,058	繰延税金負債	13,503
その他の有形固定資産	3,703	再評価に係る繰延税金負債	2,376
無形固定資産	2,187	支払承諾	18,113
ソフトウェア	1,908	負債の部合計	4,786,828
その他の無形固定資産	279	（純資産の部）	
繰延税金資産	306	資本金	20,705
支払承諾見返	18,113	資本剰余金	15,516
貸倒引当金	△39,870	利益剰余金	247,413
投資損失引当金	△107	自己株式	△629
		（株主資本合計）	283,006
		その他有価証券評価差額金	75,089
		繰延ヘッジ損益	△43
		土地再評価差額金	3,001
		退職給付に係る調整累計額	△5,944
		（その他の包括利益累計額合計）	72,102
		新株予約権	521
		非支配株主持分	18,098
		純資産の部合計	373,728
資産の部合計	5,160,556	負債及び純資産の部合計	5,160,556

第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**91,476**
資金運用収益	**62,326**	
貸出金利息	33,630	
有価証券利息配当金	24,798	
コールローン利息及び買入手形利息	483	
預け金利息	375	
その他の受入利息	3,039	
役務取引等収益	**11,646**	
その他業務収益	**15,489**	
その他経常収益	**2,014**	
償却債権取立益	29	
その他の経常収益	1,984	
経常費用		**68,990**
資金調達費用	**8,219**	
預金利息	5,202	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息及び売渡手形利息	194	
債券貸借取引支払利息	788	
借用金利息	549	
その他の支払利息	1,484	
役務取引等費用	**3,579**	
その他業務費用	**12,365**	
営業経費	**40,678**	
その他経常費用	**4,146**	
貸倒引当金繰入額	3,295	
その他の経常費用	850	
経常利益		**22,486**
特別利益		**41**
固定資産処分益	41	
特別損失		**875**
固定資産処分損	150	
減損損失	725	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		**21,651**
法人税、住民税及び事業税		**7,724**
法人税等調整額		**528**
法人税等合計		**8,252**
当期純利益		**13,398**
非支配株主に帰属する当期純利益		**486**
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,911**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津昌史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保　隆	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤信彦	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津昌史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保　隆	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤信彦	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社 山陰合同銀行　監査役会

常勤監査役 木　幡　　均　㊞

常勤監査役 天　野　郁　夫　㊞

社外監査役 河　本　充　弘　㊞

社外監査役 川　中　修　一　㊞

社外監査役 今　岡　正　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆さまへの積極的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

配当につきましては、安定配当を維持しつつ業績に応じた配当を行う「業績連動配当」を取り入れております。これに基づき、当期の期末配当は１株当たり10円50銭とし、中間配当を含めた年間配当は１株当たり15円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当行普通株式１株につき　10円50銭
　　総額　　1,665,166,387円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年６月24日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額
　　別段積立金　　5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額
　　繰越利益剰余金　5,000,000,000円

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役８名の選任を願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	久保田　一朗（くぼた　いちろう） （昭和26年11月４日生） 重任	昭和49年４月　当行入行 平成８年４月　乃木支店長 平成10年７月　出雲駅前支店長 平成12年６月　大阪支店長 平成14年11月　本店営業部長 平成16年６月　取締役鳥取営業部長 平成17年６月　常務取締役鳥取営業部長 平成19年６月　専務取締役 平成23年６月　取締役頭取兼頭取執行役員 平成27年６月　取締役会長（現任）	29,006株
	《取締役候補者とした理由》 本店営業部長、鳥取営業部長を歴任し、平成16年６月に取締役に就任しました。その後、平成23年６月から取締役頭取、平成27年６月から取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。引き続き、銀行経営に関する知識および経験を活かすことにより、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補としました。		
2	石丸　文男（いしまる　ふみお） （昭和29年10月28日生） 重任	昭和52年４月　当行入行 平成10年７月　桜谷支店長 平成13年６月　総合企画部ＡＬＭ室長 平成15年６月　広島支店長 平成18年４月　鳥取営業部長 平成19年６月　取締役鳥取営業部長 平成20年４月　取締役経営企画部長 平成21年６月　常務取締役経営企画部長 平成22年６月　常務取締役 平成23年６月　取締役兼専務執行役員　鳥取駐在　鳥取営業本部長 平成25年６月　取締役兼専務執行役員 平成27年６月　取締役頭取兼頭取執行役員（現任） （現在の担当）　人事	13,000
	《取締役候補者とした理由》 鳥取営業部長、経営企画部長を歴任し、平成19年６月に取締役に就任しました。その後、平成27年６月から取締役頭取を務めており、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。引き続き、銀行経営に関する知識および経験を活かすことにより、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
3	青山 隆一（あおやま たかかず） （昭和32年１月15日生） **重任**	昭和54年４月　当行入行 平成15年６月　神戸支店長 平成17年６月　ＲＭ推進部長 平成17年７月　営業企画部長 平成21年６月　取締役ＣＲ統括部長 平成22年６月　取締役経営企画部長 平成23年６月　執行役員経営企画部長 平成24年６月　常務執行役員　米子駐在　米子営業本部長 平成27年６月　取締役兼専務執行役員（現任） （現在の担当）　お客様サービス、審査、総合事務、システム	株 10,000
	《取締役候補者とした理由》 CR統括部長、経営企画部長を歴任し、平成27年６月から取締役を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。引き続き、銀行経営に関する知識および経験を活かすことにより、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補としました。		
4	山本 陽一郎（やまもと よういちろう） （昭和32年２月５日生） **重任**	昭和54年４月　当行入行 平成16年７月　鳥取駅南支店長 平成19年６月　加古川支店長 平成22年６月　取締役ＣＲ統括部長 平成23年６月　執行役員ＣＲ統括部長 平成25年４月　常務執行役員 平成27年６月　取締役兼専務執行役員　鳥取駐在　鳥取営業本部長（現任）	8,000
	《取締役候補者とした理由》 加古川支店長、CR統括部長を歴任し、平成27年６月から取締役を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。引き続き、銀行経営に関する知識および経験を活かすことにより、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補としました。		
5	山崎 徹（やまさき とおる） （昭和33年８月20日生） **重任**	昭和57年４月　当行入行 平成18年６月　米子西支店長 平成21年６月　営業企画部長 平成24年６月　執行役員経営企画部長 平成26年６月　常務執行役員 平成27年６月　取締役兼専務執行役員（現任） （現在の担当）　経営企画、ＣＲ統括、人事（副）、本部業務集中センター	7,000
	《取締役候補者とした理由》 営業企画部長、経営企画部長を歴任し、平成27年６月から取締役を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。引き続き、銀行経営に関する知識および経験を活かすことにより、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補としました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当行の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>多胡秀人
(昭和26年11月２日生)
重任　社外</td><td>昭和49年４月　株式会社東京銀行
（現 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行)入行
昭和63年８月　フランス・インドスエズ銀行東京支店資本市場部長
平成４年１月　ナショナル・ウエストミンスター銀行東京支店業務推進部長
平成９年４月　有限会社多胡事務所代表取締役（現任）
平成11年４月　デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）パートナー（執行役員）
平成15年６月　アビームコンサルティング株式会社顧問
平成16年６月　株式会社鹿児島銀行監査役
平成19年６月　当行取締役（現任）
平成19年６月　株式会社鹿児島銀行取締役（現任）</td><td>株
7,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">《社外取締役候補者とした理由》
地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験や専門的な知識を活かした高い見識から、当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して、取締役候補としました。
《候補者との特別の利害関係について》
多胡秀人氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
《その他の事項》
多胡秀人氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって９年間であります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>田部長右衛門
(昭和54年８月４日生)
重任　社外</td><td>平成22年４月　株式会社田部代表取締役社長（現任）
平成22年４月　樹徳産業株式会社代表取締役社長
平成22年４月　有限会社松陽印刷所代表取締役社長（現任）
平成22年６月　山陰中央テレビジョン放送株式会社取締役
平成23年４月　公益財団法人田部美術館代表理事（現任）
平成23年６月　株式会社ＪＵＴＯＫＵ代表取締役社長（現任）
平成23年６月　当行取締役（現任）
平成24年６月　合同会社グリーンパワーうんなん代表社員（現任）
平成26年５月　ダノベータインターナショナル株式会社代表取締役社長（現任）
平成26年６月　山陰中央テレビジョン放送株式会社常務取締役（現任）</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">《社外取締役候補者とした理由》
地元経済界を代表し、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して、取締役候補としました。
《候補者との特別の利害関係について》
当行は、田部長右衛門氏ならびに同氏が代表取締役社長である「株式会社田部」、「株式会社JUTOKU」および「ダノベータインターナショナル株式会社」に対し、貸出等の取引があります。
《その他の事項》
田部長右衛門氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年間であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
8	福井 宏一郎（ふくい こういちろう） （昭和22年10月26日生） 重任 社外	昭和46年７月　日本開発銀行入行 平成９年９月　日本開発銀行国際協力審議役 平成11年10月　日本政策投資銀行国際協力部長 平成12年10月　ＫＤＤＩ株式会社理事 平成16年７月　特命全権大使（在ブルガリア） 平成20年３月　日本カーボンファイナンス株式会社代表取締役社長 平成23年４月　日本カーボンファイナンス株式会社特別顧問 平成23年４月　株式会社日本経済研究所参与 平成23年６月　当行取締役（現任） 平成25年５月　一般社団法人霞関会理事（現任）	5,000株
	《社外取締役候補者とした理由》 金融分野全般を中心とした幅広い知識と豊富な経験を活かした高い見識から、当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して、取締役候補としました。 《候補者との特別の利害関係について》 福井宏一郎氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。 《その他の事項》 福井宏一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年間であります。		

（注）　多胡秀人、福井宏一郎の両氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役川中修一氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任を願いたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
足立（あだち）　珠希（たまき） (昭和46年２月25日生) 新任　社外	平成13年10月　弁護士登録（鳥取県弁護士会入会） 米子市にて開業 平成23年１月　足立珠希法律事務所代表（現任） 平成28年４月　国立大学法人鳥取大学監事（現任）	株 －
《社外監査役候補者とした理由》 弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有し、当行の経営に対し公正かつ独立した立場からの監査を期待して選任をお願いするものであります。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同様の理由から社外監査役として適切に職務を遂行いただけるものと判断しております。 《候補者との特別の利害関係について》 足立珠希氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。 《その他の事項》 足立珠希氏は、新任の社外監査役候補者であります。		

（注）　足立珠希氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

（ご参考）

『社外役員の独立性に関する基準』

当行における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）であって、以下に掲げる項目いずれにも該当しない場合は、独立性を有した社外役員と判断する。

1．当行または当行の関係会社（※１）の業務執行者である者（※２）およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2．当行を主要な取引先（※３）とする者またはその業務執行者、または最近３年間において業務執行者であった者
3．当行の主要な取引先またはその業務執行者、または最近３年間において業務執行者であった者
4．当行から役員報酬以外に、直前事業年度を含む３年間の平均で1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士その他のコンサルタント
5．監査法人、法律事務所、コンサルティングファームその他の専門的法人、組合等の団体が、当行を主要な取引先とする場合または当行の主要な取引先である場合における、当該団体に属する者、または最近３年間において当該団体に属していた者
6．当行から直前事業年度を含む３年間の平均で1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者
7．当行の法定監査を行う監査法人に属する者、または最近３事業年度において当該監査法人に属していた者
8．当行の業務執行者が現在または過去３年以内に他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9．下記に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
（1）当行または当行の関係会社の重要な業務執行者（※４）
（2）上記2．から８．に掲げる者
ただし、２．３．６．８．においては、重要な業務執行者に限る。４．および５．においては、公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。７．においては、所属する組織における重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。

※１関係会社とは、子会社および関連会社を指す。
※２業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員、会社法上の社員、理事、その他これらに類する役職者および使用人として業務を執行する者をいう。
※３主要な取引先とは、その取引実態に照らし相手方の事業等の意思決定に対して上記※１に定義する関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者をいう。
※４重要な業務執行者とは、上記※２に定義する業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員または部門責任者として重要な業務を執行する者をいう。

第４号議案　取締役に対する株式報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由

当行の取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションから構成され、各取締役の報酬額の決定プロセスについては、株主総会で決められた年間報酬枠内かつ業績に連動した基準表に応じ、取締役会が制定する「取締役報酬規程」で定める役位基準に従って、決定しております。

今般、従来の株式報酬型ストックオプションと比べて、当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の取締役および執行役員（社外取締役を含みます。以下、あわせて、「取締役等」といいます。）が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしたく提案申し上げるものであります。当行としては、このような目的に照らし、本制度の導入は相当であると判断しております。

当行は、平成23年６月24日開催の第108期定時株主総会において、取締役の確定金額報酬について、年額2億5千万円（うち社外取締役分は年額3千万円）以内とする旨を、また、平成27年６月24日開催の第112期定時株主総会において、取締役の業績連動報酬枠について、当期純利益（単体）の額を基準として、最大9千8百万円（うち社外取締役分は1千4百万円）以内とする旨をそれぞれご承認いただき今日に至っておりますが、本議案は、これらの報酬枠とは別枠で、本制度に基づく株式報酬等を支給するための報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。

また、当行は、平成23年６月24日開催の第108期定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、上記の確定金額報酬および業績連動報酬とは別枠で、年額7千5百万円（うち社外取締役分は750万円）以内とする旨のご承認をいただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、上記決議に係る取締役のストックオプション報酬枠を廃止いたします。ただし、取締役に対してすでに付与したストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続します。

第２号議案「取締役８名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる当行取締役の員数は社外取締役３名を含む８名となります。

2. 本制度における報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式および当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、あわせて、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当行の取締役および執行役員（社外取締役を含みます。）

(3) 取締役等に給付される当行株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。

取締役等に付与する1事業年度あたりのポイント数の合計は、当行普通株式30万株相当である30万ポイント（うち取締役分として15万ポイント（うち社外取締役分として1万5千ポイント）、執行役員分として15万ポイント）を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当行株式等の給付に際し、１ポイントあたり当行普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに取締役等に対し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(4) 当行株式の取得方法およびその上限

本信託による当行株式の取得は、下記（5）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間（下記（5）において定義します。）につきましては、取締役等への給付を行うための株式として、本信託設定（平成28年８月（予定））後、遅滞なく、90万株を上限として取得するものとします。

本信託による当行株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(5) 信託のために拠出する金額

当行は、本制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金として、１事業年度あたり総額２億円（うち取締役分として１億円（うち社外取締役分として１千万円)、執行役員分として１億円）を上限として拠出し、本信託を設定します。

具体的には、平成29年３月末日で終了する事業年度から平成31年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として６億円（うち取締役分として３億円（うち社外取締役分として３千万円)、執行役員分として３億円）を上限として拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は原則として３事業年度ごとに、以後の３事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、６億円（うち取締役分として３億円（うち社外取締役分として３千万円)、執行役員分として３億円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役等に対する当行株式等の給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、あわせて、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当行が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、６億円（うち取締役分として３億円（うち社外取締役分として３千万円)、執行役員分として３億円）から残存株式等の金額（株式については、当該次

期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(6) 当行株式等の給付時期

当行の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に本信託から「確定ポイント数」に応じた数の当行株式の給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために本信託より当行株式を売却する場合があります。

【ご参考】

＜本制度の仕組み＞

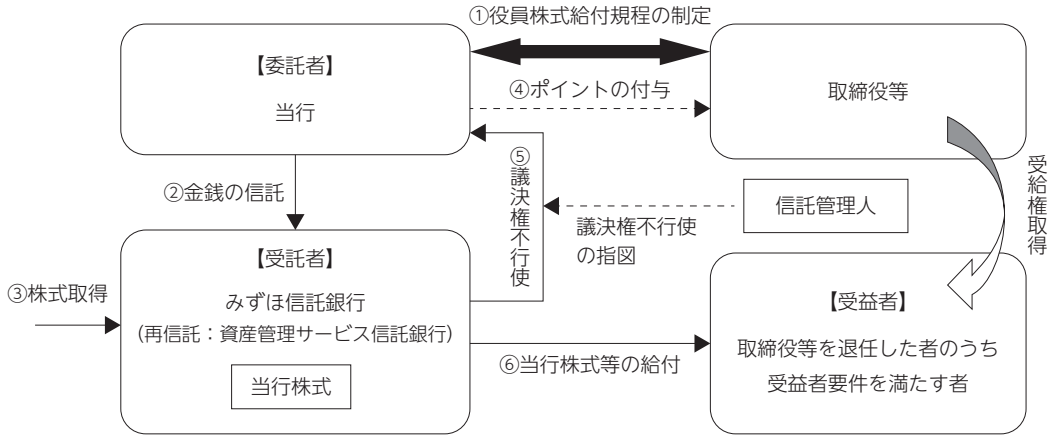

① 当行は、本議案で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

② 当行は、本議案で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、株式市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

④ 当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。

⑤ 本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。

⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付をします。

第５号議案　監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額につきましては、平成６年６月29日開催の第91期定時株主総会においてご承認いただきました確定金額報酬額（年額５千５百万円以内）および平成20年６月26日開催の第105期定時株主総会においてご承認いただきました株式報酬型ストック・オプション報酬額（年額２千万円以内）で構成されております。今般、監査役の独立性の強化、コーポレートガバナンスの向上を目的に、業績に連動する株式報酬型ストック・オプションを廃止し、確定金額報酬額を年額７千５百万円以内へ改定させていただきたいと存じます。なお、支給時期、配分等は監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

本議案が承認可決されますと、上記決議に係る監査役のストック・オプション制度は廃止となりますが、監査役に対してすでに付与したストック・オプションとしての新株予約権のうち、未行使のものは、今後も存続します。

また、第３号議案「監査役１名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、当行監査役の員数は社外監査役３名を含む５名となります。

以　上

■ インターネット等による議決権行使のご案内

ご利用にあたって

インターネットによる議決権行使は、パソコンから当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただくことによってのみご利用が可能です。

※インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使期限

平成28年6月22日（水）午後5時15分までとなっておりますので、
お早めの行使をお願いいたします。

1 ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト
http://www.e-sokai.jp

「次へすすむ」をクリック

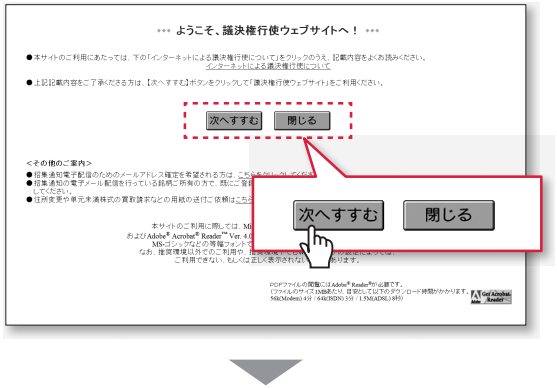

2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

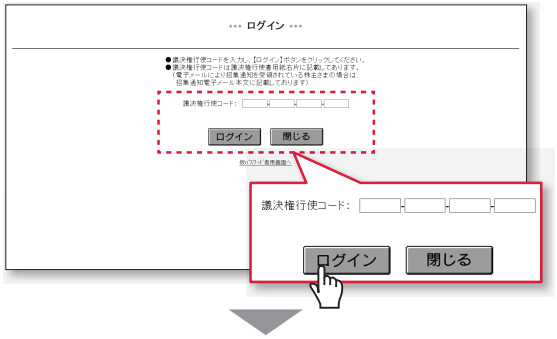

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

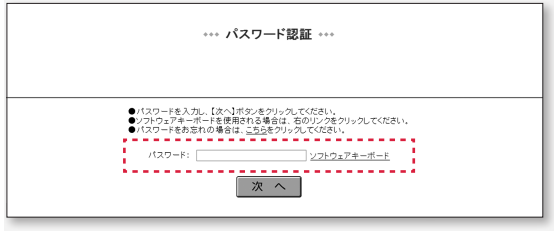

ここまでで準備は完了です。ここからは画面の指示にしたがって賛否をご入力ください。

[ご注意事項]

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。
  また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743**（フリーダイヤル）　受付時間 9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会会場ご案内略図

会 場　島根県松江市魚町10番地　当行本店（３階大ホール）電話（0852）55-1000



交通のご案内　ＪＲ松江駅より　徒歩 約15分

最寄バス停「大橋南詰」バス停下車 徒歩約3分

※駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。